

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
「雨情の里」北茨城市水環境保全計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
茨城県北茨城市
- 3 地域再生計画の区域
北茨城市の全域

4 地域再生計画の目標

北茨城市は、茨城県の北東端に位置し、東西約24km、南北約22km、面積186.49km²と広大な市域を有しているが、阿武隈高地南端に位置する多賀山地が海岸に迫り平地は少なく、人口は51,231人(平成17年4月1日現在)である。多賀山地を水源とする里根川、花園川、大北川、塩田川は東流して太平洋に注いでおり、海岸線は長い砂浜と防風林の美しい景観を示している。

かつては炭鉱のまち(常磐炭鉱の発祥地)として栄えた。その後、炭鉱の閉山により人口が減少したため、各種振興策を積極的に行ってきたところである。また、三大童謡詩人野口雨情生誕の地でもあり、かつ明治期の日本美術院発祥の地であり、岡倉天心や横山大観、菱田春草らがこよなく愛した地でもある。

北西部の丘陵山間地域は花園・花貫県立自然公園を中心に四季折々の渓谷美や高山植物などを満喫できる豊かな自然があり、市の中心部を流れる大北川ではアユ釣りも盛んに行われ、サケの遡上する川としても知られている。一方、海浜地域は巻き網・底引き漁を行う大津・平潟漁港をはじめ白砂青松の砂浜、美しいリアス形の海岸線を有する海の資源があり、かつ日本の渚百選・音風景百選にも選ばれた五浦海岸、茨城県天心記念五浦美術館、六角堂、野口雨情生家・記念館、温泉施設、常陸大津の御船祭、盆船流しなどの歴史・伝統文化も豊富な地域である。

市の豊かな自然を観光資源として活用していくためには、生活排水を処理することが重要であり、平成10年度からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成10年度からは平潟地区で漁業集落排水施設を供用開始し、公共下水道については平成4年度から事業に着手し平成17年10月に一部供用開始を予定している。しかし、平成16年度末の汚水処理人口普及率は39.5%と、全国及び茨城県内の平均を大きく下回っている状況である。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進することにより、市の豊かな水環境を保全し、豊かな自然資源や歴史・文化などの観光資源を活用した地域振興策を積極的に進め、地域の再生を目指す。

さらには、平成16年3月に北茨城市農山漁村交流促進特区の認定を受けたところであり、農林水産資源を活用してグリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムを一体化した総合的なツーリズムを展開することにより、都市と農村・漁村との交流の拡大

と周辺地域の活性化を図る。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を39.5%から48%に向上)

(目標2) 滞在型の余暇活動を進めるグリーン・ツーリズムの展開や、海浜の資源を活用したブルー・ツーリズムの推進

(市全体観光入込み客数 年間1,123千人 1,300千人、
宿泊客数 年間379千人 430千人)

(目標3) 北茨城市農山漁村交流促進特区の認定による交流人口の増加と地域の活性化
(農業・漁業体験者数 年間220人 1,000人)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

豊かな水環境を保全するために、平成17年度に一部供用開始となる公共下水道について、現認可区域のうち磯原地区及び関南地区を集中的に整備するとともに、生活排水を処理するため個人で設置する浄化槽の整備を行う。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも北茨城市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 北茨城市磯原地区、関南地区
- ・浄化槽(個人設置型) 北茨城市全域(ただし、下水道計画区域内で概ね7年以内に整備が見込まれる区域及び漁業集落排水施設の処理区域等は除く)

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[事業量]

- ・公共下水道 200～800 8,530m
- ・浄化槽(個人設置型) 538基

なお、各施設による新規の処理(整備)人口は次のとおり。

- ・公共下水道 磯原地区で1,100人、関南地区で1,200人
- ・浄化槽(個人設置型) 北茨城市全域で1,888人

[事業費]

- ・公共下水道 840,000千円
(うち、単独 500,000千円)
(うち、国費 170,000千円)

- ・浄化槽（個人設置型） 185,601千円
 （うち、単独 570千円）
 （うち、国費 61,677千円）

- ・合計 1,025,601千円
 （うち、単独 500,570千円）
 （うち、国費 231,677千円）

5 - 3 その他の事業

- 5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
 該当無し

- 5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 漁村コミュニティ基盤整備事業

[事業主体] 北茨城市

[地域名] 北茨城市大津漁港

[事業の目的]

- ・本市の大津漁港地域は、ブルー・ツーリズム推進地区として協議会を設立し、漁村滞在型体験交流の場づくりに取り組み、水産業を中心とする地域の活性化を図っている。このため、5年に1度行われる国選択無形文化財「常陸大津の御船祭」をはじめとした伝統文化の保存・伝承や体験交流の場づくりなど、地域交流の拠点となる施設を整備し漁村地域の活性化を図る。

[事業計画]

- ・交流基盤施設「漁業歴史資料館」の建設
- ・建設期間：平成17年度～18年度
- ・建設費：480百万円

[施設の利用内容]

- ・「常陸大津の御船祭」等、伝統文化の伝承や保存
- ・漁業、漁法の説明及び漁具の展示
- ・魚の加工技術の習得や地元料理教室
- ・お雛子、お神輿体験教室

(2) 北茨城市農山漁村交流促進特区

[申請主体名] 北茨城市

[区域の範囲] 北茨城市の全域

[特区の概要]

- ・北茨城市の持つ多様な資源である海と山の豊かな自然資源や歴史・文化などの観光資源、さらには第1次産業の農林水産資源を活用して、都市と農村・漁村との交流の拡大を図る交流促進都市の形成と、新たな産業の創造を図る。このため、農家・漁村における宿泊を可能とすることにより、田植えや稲刈り、漁業収穫などの農林漁業体験をはじめ、濁酒の製造・提供などによる都市住民との交流、地域の活性化

に結びつけるものである。

[特区認定年月] 平成 16 年 3 月

[適用される規制の特例措置]

- ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和
- ・農家民宿における簡易な消防設備等の容認

[経済的社会的効果]

- ・民宿における濁酒の製造などにより、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。
- ・既存の観光資源のほか、本特区により地域の魅力が向上するため、農業・漁業体験者などの交流人口の拡大が期待される。

項 目	実績（平成 14 年度）	目標（平成 19 年度）
市全体観光入込み客数	1,123 千人	1,300 千人
宿 泊 客 数	379 千人	430 千人
農業・漁業体験者数	220 人	1,000 人

(3) 観光交流空間づくりモデル事業

[計画策定者] いわき・北茨城・高萩広域観光推進協議会

協議会構成員：北茨城市、北茨城市商工会、北茨城市観光協会等

[計画書名] 「新・陸前浜街道物語」推進計画

[対象区域] 福島県いわき市、茨城県北茨城市、高萩市

[計画期間] 平成 17 年度～21 年度

[方 針]

- ・当地域に広域的に点在する観光資源を最大限に利用し、各エリアの魅力が一体の地域としてそれぞれ相乗効果を発揮するように、“うた”をテーマとして掲げ、地域の人々に愛され、旅行者の心を引き寄せる観光交流空間づくりを進め、幅広い誘客を目指す。

[テ ー マ] 新・陸前浜街道 ～いきた“うた”の道～

うたと一緒に知られざる歴史・風土を訪ねる、安らぎと憩いの旅

[北茨城エリアの観光資源]

- ・うたに関するテーマ：野口雨情の童謡
- ・童謡と美めぐり：野口雨情生家・記念館、五浦美術館、五浦海岸、花園溪谷等

[地域づくりの視点]

- ・誘客・周遊の促進：魅力的な観光商品を開発し、観光産業を振興する。
- ・交通網の充実：移動に係る時間の短縮と、利便性や快適性の向上を図る。
- ・交流の場の充実：市民と旅行者がともに憩える交流の場を整備する。
- ・受入環境の充実：交流を深めながら、旅行者をもてなす受入環境を整備する。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、公共下水道終末処理場については、適切な維持管理が行われていることについて第三者が行う水質検査により把握し、必要に応じて汚水処理施設からの放流水質や公共用水域の水質データを公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し